

【令和8年度限定】 介護保険料の特例措置と特例減免(申請は不要です)

令和7年度税制改正を踏まえ、令和8年度に限り、税制改正前の基準に基づいて課税状況を判定する特例措置が行われます。また、特例措置が適用される人のうち、令和7年度に市民税非課税の人は減免措置を行います。

申請は不要で、該当する人には令和8年度介護保険料額決定(または変更)通知書に記載するとともに、「介護保険料の特例措置」または「介護保険料の特例減免」についてのご案内を同封します。

介護保険料の納付が大変なとき**納付猶予や減免の制度があります(申請が必要です)**

次の1～4いずれかに該当すると思われる人は、介護保険課までお気軽にご相談ください。

- 1.火災・風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
- 2.世帯の生計を主として維持する人の死亡・入院などにより世帯の収入が減少した
- 3.世帯の生計を主として維持する人の失業・売り上げ減少などにより世帯の収入が減少した
- 4.生活に困窮している(市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限る)



↑市ホームページ

減免の基準について**①収入減少・生活困窮に該当する基準**

<年間収入基準の一例>

	1人世帯	2人世帯	3人世帯
持家の人	110万円未満	145万円未満	180万円未満
借家の人	130万円未満	165万円未満	200万円未満

※収入には、障害年金、遺族年金などの非課税年金を含めます。
(介護保険料の算定には含めていません)

② その他の基準

- ・預貯金等の額が上記各区分の金額の50%以下であること
- ・居住する住居以外に不動産を所有していないこと

上記①②ともに該当する人は、申請により保険料の3割(状況により5割)を減免します。

保険料を納めないでいると

未納期間に応じて、介護サービスを利用する際の利用者負担が引き上げられるなどの制限(※)がかかります。また、高額介護サービス費などの払い戻しが受けられなくなります。

(※) 利用者負担が1割または2割の人 ⇒3割負担
利用者負担が3割の人 ⇒4割負担

がいこくじんの みなさんへ

かいごほけんのこと かいごほけんりょうのことをやさしいにほんごで あんないしています。
がいこくごでよむこともできます。しやくしよのほーむページをみてください。

**オンライン手続き**

マイナンバーカードを取得済みの人は、スマホやパソコンから介護保険に関する手続きができるものがあります。
詳細は市ホームページをご覧ください。

**お問い合わせ**

伊勢崎市役所 介護保険課 TEL. 0270-27-2742 (直通)
TEL. 0270-24-5111 (代表)
赤堀支所 市民サービス課 TEL. 0270-62-9792
あずま支所 市民サービス課 TEL. 0270-62-9910
境支所 市民サービス課 TEL. 0270-74-0368

令和8年度発行**65歳以上の人(第1号被保険者)の
介護保険の保険料**

第9期(令和6(2024)～令和8(2026)年度)

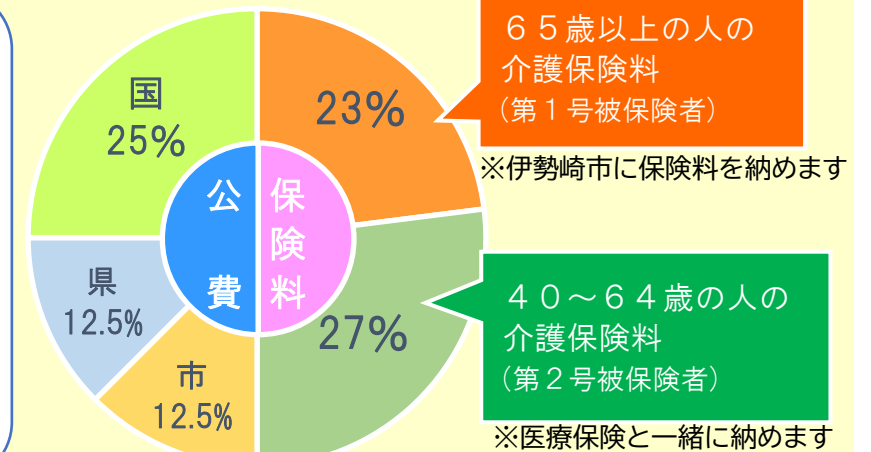
みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。
ご自身やご家族に介護が必要になったとき、安心して充実したサービスを利用できるよう、
保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

**介護給付費の財源
(利用者自己負担は除く)**

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は国や自治体の負担金などとともに、介護保険を運営するための大切な財源となります。

負担割合は、65歳以上の人と40～64歳の人の人口比率などをもとに決まります。

(財源構成は全国一律に定められています。)

**保険料の通知について****○介護保険料額決定通知書が届いた人へ**

毎年度7月中旬に決定通知書を送付します。この7月の通知で当該年度の保険料額全体をご案内します。
また、7月以降に65歳に到達した人には年齢到達日(＝誕生日の前日)、転入した人には転入日の属する月の翌月中旬に決定通知書を送付します。普通徴収(納付書払い)の人には納付書も同封します。

○介護保険料額変更通知書が届いた人へ

当該年度の保険料額の決定通知後に、保険料額の変更が生じた人には変更通知書を送付します。
変更通知の主な理由としては以下のいずれかがあります。
1. 収入額、所得額の修正や税の控除の申告等により、所得段階が変更になった。
2. 年度の途中で、転出等により資格を喪失した。
3. 特別徴収(年金差し引き)で納めることができなくなった。

※変更が生じた場合でも、保険料額や納付方法が変わらないときは通知しません。

●増額の場合

納期が到来していない期別に増額分を振り分けて納付書を同封します。
前回の通知で納付が完了している場合は、差額の増額分の納付書を同封します。

●減額の場合

納付方法が特別徴収(年金差し引き)のときは、停止する手続きに一定の時間がかかるため、
変更前の保険料額が年金から差し引かれる場合があります。
特別徴収の人の保険料が減額になると、特別徴収が停止する場合があります。
納期が到来していない期別があれば減額分を振り分けて納付書を同封します。
納めすぎた保険料があり、過去に未納がない人には、還付のご案内を別に送付します。

○口座振替について

普通徴収分の保険料が発生した人で、介護保険料の振替口座を登録している場合は、
納付書は送付せず、その口座から振替となります。

第9期の介護保険料

介護保険料は介護保険事業計画に定める介護サービス費用見込額等に基づき、3年に一度の見直しを行います。令和8年度は第9期の介護保険料納付の3年度目となります。第9期の保険料基準額は72,000円となっており、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことで、第8期の保険料基準額72,000円を据え置きとしています。

65歳以上の人の保険料は、伊勢崎市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「保険料基準額」をもとに、本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担になるよう13段階の保険料に分かれます。

基準額（年額）
72,000円

=

伊勢崎市で
介護保険の給付に
かかる費用

×

65 歳以上の人の
負担割合（23％）

÷

伊勢崎市の
65歳以上の人数

所得段階	対 象 と な る 人			保険料率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している ・世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している ・世帯全員が市民税非課税で前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円以下			基準額×0.285	20,500円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円超120万円以下	基準額×0.485	34,900円
第3段階			前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が120万円超	基準額×0.685	49,300円
第4段階		同世帯に市民税課税者がいる	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円以下	基準額×0.85	61,200円
第5段階			前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円超	基準額	72,000円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額	120万円未満	基準額×1.20	86,400円
第7段階			120万円以上210万円未満	基準額×1.30	93,600円
第8段階			210万円以上320万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階			320万円以上420万円未満	基準額×1.70	122,400円
第10段階			420万円以上520万円未満	基準額×1.90	136,800円
第11段階			520万円以上620万円未満	基準額×2.10	151,200円
第12段階			620万円以上720万円未満	基準額×2.30	165,600円
第13段階			720万円以上	基準額×2.40	172,800円

※世帯とは…原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合には、その年度は伊勢崎市での資格取得日現在の世帯となります。

※高齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人等が受けている無拠出年金です。

※公的年金等収入金額…税法上の課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入をいい、課税対象とならない年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※合計所得金額…収入から必要経費などを控除した額です。申告分離課税の所得金額を含みます(ただし、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります)。雑損失・繰越損失は含みません。

※第1段階、第2段階、第4段階及び第5段階の「対象となる人」の欄における「82万6,500円」は、令和8年度からの適用となります(介護保険法施行令の一部改正による)。令和7年度は「80万9,000円」と読み替えてください。令和6年度は「80万円」と読み替えてください。

65歳になる年度の保険料について

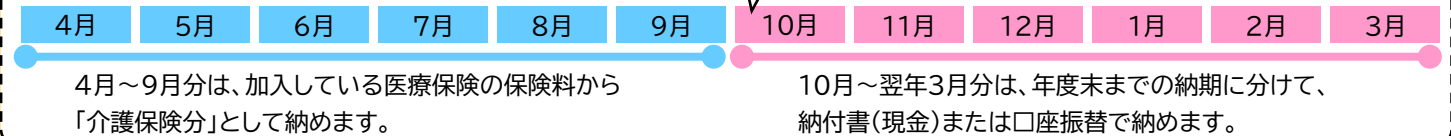
65歳になった月(誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例

10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

(例:10月2日生まれの人の場合)



介護保険料の納め方

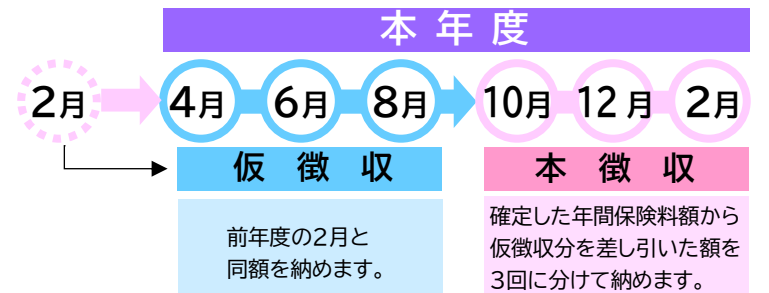
納め方は受給する年金の額により特別徴収と普通徴収に分かれます。**個人で納め方を選ぶことはできません。**

※受給する年金とは、高齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。高齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の人 ➡ **【年金から差し引き】**になります

●保険料の年額が、年6回の年金支給月に分けて差し引かれます。

65歳以上の人の保険料は、6月の市民税確定後に決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月と同額を納めます。



本来、年金から差し引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○年度の途中で保険料が増額になった

増額分を【納付書】または【口座振替】で納付してください。

○65歳になった
○他の市区町村から転入した
○年度の途中で保険料が減額になった
○年金が一時差し止めになった など

【納付書】または【口座振替】で納付してください。
その後、特別徴収の対象者として把握される月(おおむね6カ月後)から差し引きになります。(※目安となりますので、送付された通知をご確認ください。)

年金が年額**18万円未満**の人 ➡ **【納付書】**または**【口座振替】**で各自納付してください

●保険料の年額を、年間最大8回に分けて市から納付書を送付します。

○納付書により、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、市役所及び各支所で納付してください。

(納付書裏面参照)

○ペイジー、クレジットカード、スマホ決済による納付も可能です。この場合、領収証書の発行は行いませんので、必要場合は金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

口座振替の手続き

《金融機関で手続き》 ➡ 口座振替の開始は、月末までの申込みで翌月末からになります。

- 介護保険料の**通知書、通帳、印鑑(通帳届出印)**を用意します。
- 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。



《スマホなどで手続き》 ➡ 口座振替の開始は、10日までの申込みで当月末からになります。

- 介護保険料の**通知書**を用意します。
- パソコン・スマホなどから右のQRコードを読み取ります。
- 「介護保険料(普通徴収)」を選択し、申し込みます。



↑口座振替ウェブ申込サービス(市ホームページ)

普通徴収